

3

経済外交

1 経済外交の概観

国際社会においては、政治・経済・軍事の各分野における国家間の競争が顕在化する中、パワーバランスの変化がより加速化・複雑化し、既存の国際秩序をめぐる不確実性が高まっている。新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、経済活動の抑制を通じて世界的に急速な景気の悪化をもたらした。その後、新型コロナの影響の緩和に伴い、世界経済全体としては緩やかな持ち直しの動きがみられるものの、足元では需要回復やウクライナ情勢の影響なども相まって、物価の高騰が進行している。先行きについても、金融資本市場の変動を始め、新型コロナ対策で膨らんだ政府債務、海運を始めとする物流コスト増、エネルギーやコモディティ価格の上昇などにより、依然として不透明感が漂っている。

こうした中、日本は、自由で公正な経済秩序を拡大・発展させる試みを継続した。インド太平洋経済枠組み（IPEF）¹は、交渉立上げから1年半を経て、IPEF サプライチェーン協定の署名並びにIPEF クリーン経済協定及びIPEF 公正な経済協定の実質妥結など、大きな進展を見た。環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）²については、同協定が発効してから初めてとなる加入交渉が英国との間で妥結し、7月に加入議定書の署名が行われた。

多角的貿易体制の礎である世界貿易機関

（WTO）³においては、漁業補助金協定の受諾、日本を含む有志国で進める投資円滑化協定のテキスト交渉の妥結、電子商取引やサービス国内規制の各分野での新たなルール作りに向けた進展、多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）⁴への参加など、WTO体制の機能強化に向けた取組が進んだ。

以上の認識も踏まえ、日本は、（1）経済連携協定の推進や多角的貿易体制の維持・強化といった、自由で公正な経済秩序を広げるためのルール作りや国際機関における取組、（2）官民連携の推進による日本企業の海外展開支援及び（3）資源外交とインバウンドの促進の三つの側面を軸に、外交の重点分野の一つである経済外交の推進を加速するため取組を引き続き進めていく。

2 自由で公正な経済秩序を広げるための取組

（1）経済連携の推進

近年、経済のグローバル化が進展する一方、新型コロナの感染拡大により保護主義的な動きが一層顕著となり、さらにはロシアによるウクライナ侵略を原因として世界経済全体が混乱に見舞われている。そうした中で日本は、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強

¹ IPEF : Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity

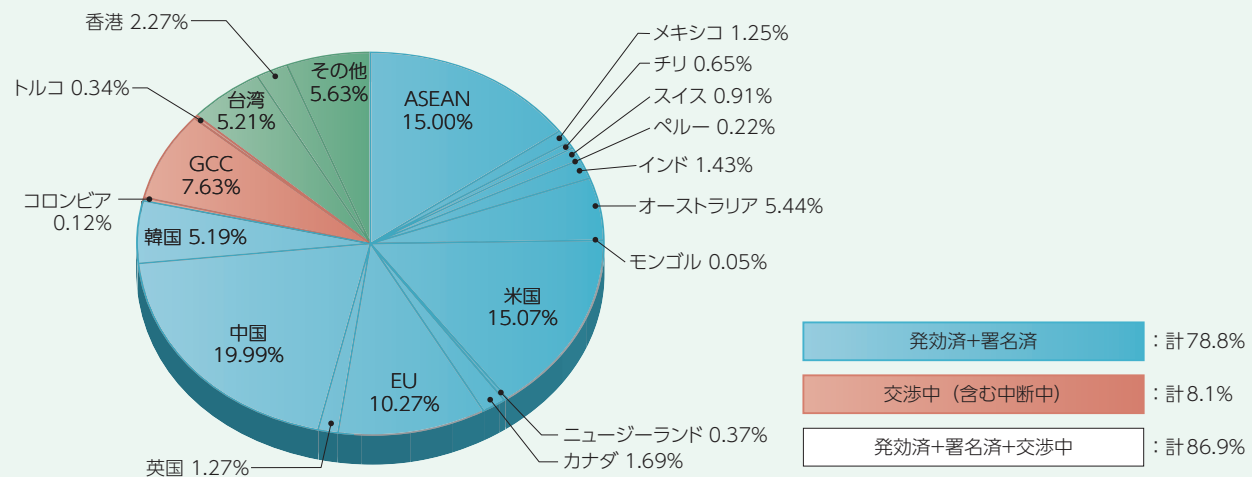
² CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

³ WTO : World Trade Organization

⁴ MPIA : Multi-party Interim Appeal Arbitration Arrangement

WTOの上級委員会が20019年から機能を停止していることに伴い、WTO協定が定める仲裁制度をもってその機能を代替させるため、有志国が立ち上げた暫定的な枠組み

日本の貿易総額に占めるEPA相手国・地域の貿易額割合



出典：財務省貿易統計（2024年1月公表）
 （各国の貿易額の割合については、小数点第3位四捨五入）

化する経済連携協定（EPA/FTA）⁵を重視し、これを着実に推進してきている。2023年3月には、英国のCPTPP加入について、CPTPP参加国と英国との間で交渉の実質的な妥結を確認し、7月には英国加入議定書への署名が行われた。また同月には、2009年以降交渉が中断していた日・GCC（湾岸協力理事会）⁶自由貿易協定（FTA）について、2024年中に交渉を再開することでGCC側と一致した。こうした取組の結果、日本の貿易のEPA/FTA比率（日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合）は約78.8%に至った（出典：2024年財務省貿易統計）。

また、1月には、米国産牛肉についての農産品セーフガードの適用の条件を修正するための日米貿易協定改正議定書が発効した。

日本は、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるため、CPTPPの高いレベルの維持や、地域的な包括的経済連携（RCEP）⁷協定の透明性のある履行の確保、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

ア 多数国間協定など

（ア）環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）

CPTPPは、関税、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業など、幅広い分野で21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する取組である。日本にとっても、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となる重要な経済的意義を有している。さらに、CPTPPを通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的価値や原則を共有する国々と共に自由で公正な経済秩序を構築し、日本の安全保障やインド太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有している。日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に署名したが、2017年1月に米国がTPP協定からの離脱を表明したことから、11か国でTPPを早期に実現するため、日本は精力的

⁵ EPA：Economic Partnership Agreement, FTA：Free Trade Agreement

⁶ 湾岸協力理事会（GCC）：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立。防衛・経済を始めとするあらゆる分野における参加国での調整、統合連携を目的としている。

⁷ RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership

に議論を主導した。2017年11月のTPP閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月にCPTPPがチリで署名された。協定の発効に必要とされる6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）が国内手続を終え、同協定は2018年12月30日に発効した。2019年1月にベトナムが、2021年9月にペルーが、2022年11月にマレーシアが、2023年2月にチリが、7月にブルネイが締約国となり、同協定は署名した11か国全てについて発効した。

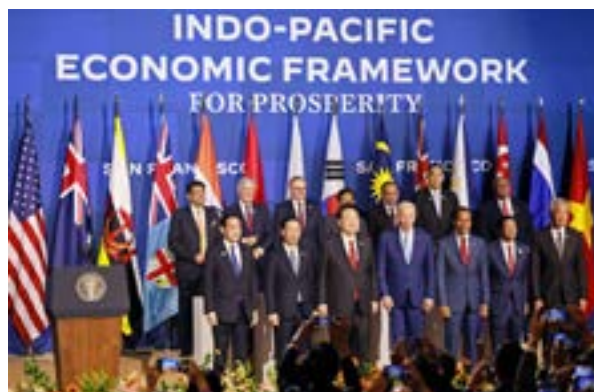
CPTPPの発効後、閣僚級を含めTPP委員会が7回開催されている。2021年6月の第4回TPP委員会では、同年2月に加入を要請した英国の加入手続の開始と英国の加入に関する作業部会（AWG）の設置が決定され、同年9月に同作業部会の会合が開始された。2023年3月にはCPTPP参加国と英国はオンライン形式で閣僚会合を行い、英国のCPTPP加入交渉の実質的な妥結を確認した。7月には第7回TPP委員会がニュージーランドで開催され、英国加入議定書への署名が行われた。同議定書は、交渉の結果を踏まえ、CPTPPが規定する各分野のルールを英国による遵守並びにCPTPPの締約国及び英国が互いに付与する市場アクセスに関する約束などを定めている。日本は、同議定書の署名後、精力的に国内手続を進め、同議定書は12月に第212回国会（臨時会）で承認された。また、11月にはCPTPP閣僚会合が米国で開催され、加入要請への対応や「協定の一般的な見直し」に係る今後の対応について議論がなされた。2021年9月16日に中国が、同月22日に台湾が、同年12月17日にエクアドルが、2022年8月10日にコスタリカが、同年12月1日にウルグアイが、2023年5月にウクライナが加入を要請した。日本は、加入要請を行ったエコノミーがCPTPPの高いレベルを完全に満たすことができ、加入後の履行においても満たし続けていくという意図と能力があるかどうかについてしっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。

（イ）インド太平洋経済枠組み（IPEF）

IPEFは、インド太平洋地域における経済面での協力について議論するための枠組みであり、オーストラリア、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、米国及びベトナムの合計14か国が参加している。2022年5月、バイデン米国大統領の訪日に合わせて東京で立上げが発表され、同年9月、ロサンゼルスでのIPEF閣僚級会合において、貿易、サプライチェーン、クリーン経済及び公正な経済の四つの柱が交渉対象として合意された。2023年5月、デトロイトでのIPEF閣僚級会合において、IPEFサプライチェーン協定（柱2）の実質妥結が発表された。

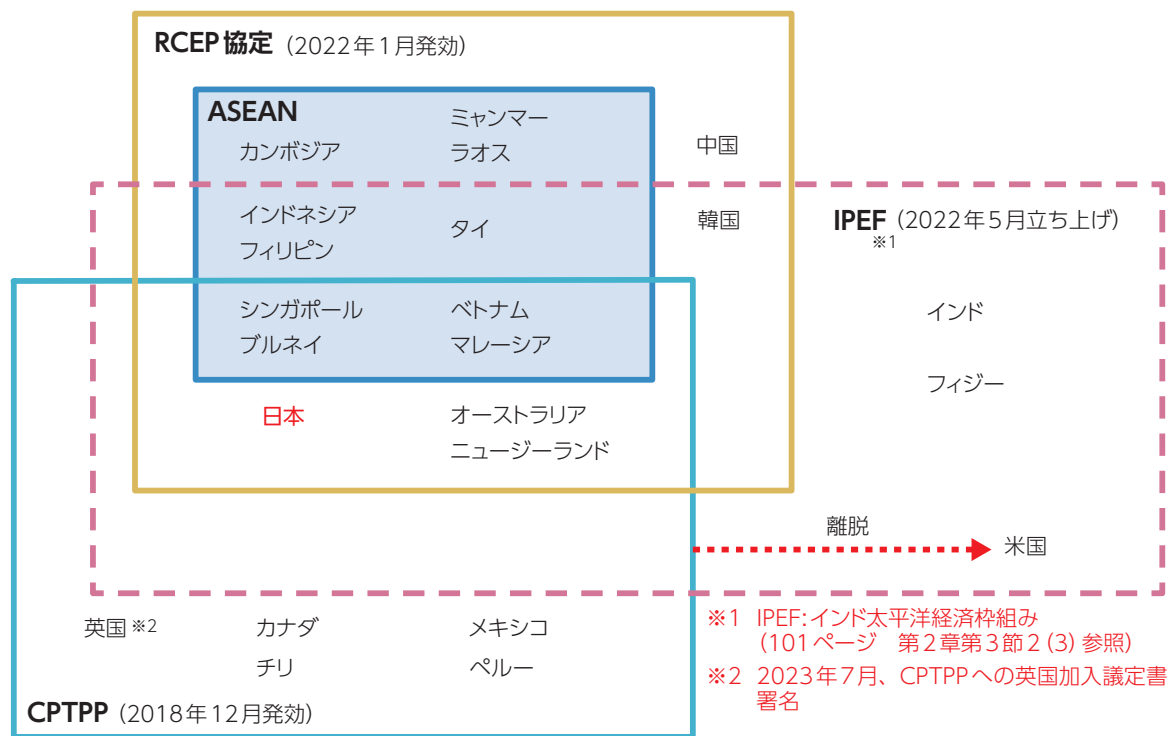
さらに、11月、サンフランシスコにおいてIPEF首脳会合及びIPEF閣僚級会合が開催された。サンフランシスコ会合では、IPEFサプライチェーン協定の署名式が行われたほか、IPEFクリーン経済協定（柱3）、IPEF公正な経済協定（柱4）及びIPEFの下での各協定全体の横断的な事項について取り扱うIPEF協定の実質妥結が発表された。また、これらの成果に加え、IPEF重要鉱物対話の立上げ、2024年以降毎年開催される閣僚級のIPEF評議会の設立及び2年に1度の首脳会合の開催などを内容とする首脳声明が発出された。

日本としては、米国によるインド太平洋地域の経済秩序への関与という戦略的な観点からIPEFを重視しており、インド太平洋地域における持続可能で包摂的な経済成長を実現するた



岸田総理大臣のIPEF首脳会合への出席
（11月16日、米国・サンフランシスコ 写真提供：内閣広報室）

インド太平洋地域の多国間経済協定と IPEF



め、地域の経済秩序の構築と繁栄の確保に向けて、引き続き、米国と共に、地域のパートナー国と緊密に協力していく。

(ウ) 日・EU経済連携協定 (日EU・EPA)

2019年2月、当時の世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EU・EPAが発効した。EUは、日本にとって第三の輸出相手国 (全体の9.5%) かつ第四の輸入相手国 (9.6%) (いずれも2022年時点) となる重要なパートナーである。

2023年4月には、閣僚間で合同委員会第4回会合を開催し、日EU・EPAの適正かつ効果的な運用を確保するための議論や、地理的表示 (GI)、規制協力、政府調達、貿易と持続可能な開発の分野に係る進捗について意見交換を行った。また、10月には、閣僚間で日・EUハイレベル経済対話を開催し、日EU・EPAに「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する交渉が大筋合意に至ったことを確認した。今後も、閣僚級の合同委員会や分野別の専門委員会・作業部会を通じて、EPAの効

果的な実施を確保するための取組を進め、日・EU経済関係の更なる深化に向けて引き続き緊密に協力していく。

(エ) 日英包括的経済連携協定 (日英EPA)

英国のEU離脱を機に2021年1月に発効した日英EPAは、基本的価値を共有するグローバルな戦略的パートナーである日英関係を経済面で一層深化させるための重要な礎となっている。日EU・EPAを基礎とし全24章で構成される日英EPAは、電子商取引や金融サービスなどの分野で日EU・EPAよりも先進的かつハイレベルなルールを盛り込んでいる。また、日本が結ぶEPAの中で初めて、貿易により創出される機会や利益への女性のアクセス促進のための日英協力に関する章を設けている。

10月、閣僚間で日英EPA合同委員会第2回会合が開催され、EPAの実施状況を確認し、経済分野での協力をより一層強化・促進することで一致した。今後も、閣僚級の合同委員会や分野別の専門委員会・作業部会を通じて、EPAの効果的な実施を確保するための取組を

進め、日英経済関係の更なる深化に向けて引き続き緊密に協力していく。

(オ) 日・GCC自由貿易協定 (FTA)

日本と湾岸協力理事会 (GCC) との間の FTA 交渉は、2006年に開始され、その後2009年に中断されたが、2023年7月に岸田総理大臣がサウジアラビアを訪問した際、岸田総理大臣とブダイウィGCC事務総長との間で、2024年中に日・GCC自由貿易協定交渉を再開することで一致した。

(カ) 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

RCEP協定は、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 加盟国と日本、オーストラリア、中国、韓国及びニュージーランドが参加する経済連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界全体の約3割を占める。この協定の発効により、日本と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、日本の経済成長に寄与することが期待される。2012年11月に、プノンペン (カンボジア) で開催された ASEAN 関連首脳会合の際、RCEP交渉立上げ式が開催されて以来、4回の首脳会議、19回の閣僚会合及び31回の交渉会合が開催されるなど約8年の交渉を経て、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。

RCEP協定は、2022年1月1日に発効し、2023年末までに合計5回の合同委員会及び2回の閣僚会合が開催された。日本としては、RCEP協定の透明性のある履行の確保を通じ、自由で公正なルールに基づく経済活動を地域に根付かせるため、関係各国と緊密に連携しながら取り組んでいく。

なお、インドは、交渉開始当初からの参加国であったが、2019年11月の第3回首脳会議において、以降の交渉への不参加を表明し、

RCEP協定への署名にも参加しなかった。しかしながら、RCEP協定署名の際、署名国は、同協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」を日本の発案により発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認などを定めた。インドがRCEP協定に参加することは、経済的にも戦略的にも極めて重要であり、日本は、インドのRCEP協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たしていく。

(キ) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)⁸ 構想

アジア太平洋地域の中長期的な方向性を示す「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」(2020年アジア太平洋経済協力 (APEC) 首脳会議で採択) は、「高水準で包括的な地域での取組に貢献するアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) のアジェンダに関する作業などを通じて、ポゴール目標⁹及び市場主導による地域における経済統合を更に推し進める」と言及している。2022年には、「FTAAPアジェンダに関する作業計画」が合意され、このビジョンを具体化する作業が進められている。

日本はこれまで、FTAやEPAにおける「競争章」や投資政策に関する政策対話などを行い、FTAAPアジェンダに関する知見の共有や能力構築支援に継続的に取り組んでいる。またCPTPP協定が2018年12月末に発効したこと、RCEP協定が2022年1月に発効したことは、質が高く包括的なFTAAPを実現する観点からも重要な意義がある。

1 二国間協定

日・トルコEPA

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点に位置する重要な国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されて

⁸ FTAAP : Free Trade Area of the Asia-Pacific

⁹ ポゴール目標 : 1994年のAPEC首脳会議で決定された「先進エコノミーは遅くとも2010年までに、開発途上エコノミーは遅くとも2020年までに自由で開かれた貿易及び投資という目標を達成する」との目標

いる。トルコは、これまでに20以上の国・地域とFTAを締結しており、日本としても、EPA締結を通じて日本企業の競争条件を整備する必要がある。

また、両国の経済界からも日・トルコEPAの早期締結に対する高い期待感が示されていることから、2014年1月の日・トルコ首脳会談において交渉開始に合意し、2023年12月末までに17回の交渉会合が開催された。

㊦ その他の発効済みのEPA

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために、発効後も様々な協議が続けられている。日・インドネシアEPAについては、12月に開催された日・インドネシア首脳会談において、改正交渉が大筋合意に至ったことが確認された。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィリピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施しており、2023年度までの累計受入数は、それぞれ、インドネシア3,949人、フィリピン3,613人及びベトナム1,845人となっている。また、2022年度までの3か国の累計国家試験合格者数は、看護師は648人、介護福祉士は2,890人である。

㊦ 投資関連協定

投資関連協定（投資協定及び投資章を含むEPA/FTA）は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続などについて共通のルールを設定することで、投資家の予見可能性を高め、投資活動を促進するための重要な法的基盤である。海外における日本企業の投資環境を整備するだけでなく、日本市場への海外投資の呼び込みにも寄与すると考えられることから、日本は投資関連協定の締結に積極的に取り組んできている。

2023年には、日本は、日・アンゴラ投資協定に署名し（8月）、日・バーレーン投資協定が発効した（9月）。2024年1月末時点で、発効済みの投資関連協定が53本（投資協定36本、EPA17本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が3本（投資協定2本、EPA1本）あり、これらを合わせると56本となり、81の国・地域をカバーすることとなる。これらに現在交渉中の投資関連協定を含めると94の国・地域、日本の対外直接投資額の約95%をカバーすることとなる¹⁰。

㊦ 租税条約／社会保障協定

（ア）租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去（例：配当などの投資所得に対する源泉地国課税の減免）や脱税・租税回避の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業の健全な海外展開を支援するため、これに必要な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充に努めている。

2023年には、アゼルバイジャンとの新租税条約（全面改正）（8月）が発効した。またアルジェリアとの租税条約（2月）及びギリシャとの租税条約（11月）が署名された。さらに、10月にはトルクメニスタンとの間で新租税条約（全面改正）が実質合意に至っている。2023年12月時点で、日本は85本の租税条約などを締結しており、154か国・地域との間で適用されている。

（イ）社会保障協定

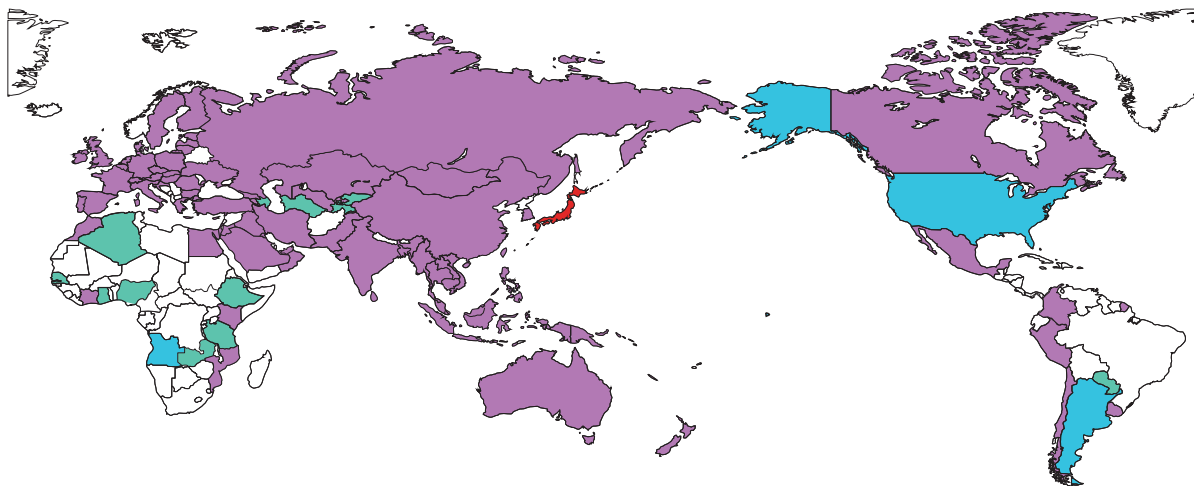
社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金受給資格の問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2023年12

10 財務省「直接投資残高地域別統計（資産）（全地域ベース）」（2022年末時点）

投資関連協定の現状 (2024年1月)

投資関連協定^(注)の交渉状況 (注) 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

- ・発効済：53本 (投資協定36本、EPA17本)
 - ・署名済・未発効：3本 (投資協定2本、EPA1本)
 - ・交渉中：17本 (投資協定14本、EPA3本)
- 81の国・地域をカバー
交渉中のもも発効すると
94の国・地域をカバー



- 発効済
- 署名済・未発効
- 交渉中ほか (実質・大筋合意などを含む)

■ 発効済 (終了したものを除く。) (): 発効年 (自): 「自由化型」協定

投資協定

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| 1 エジプト (1978) | 19 ミャンマー (2014) ^(自) |
| 2 スリランカ (1982) | 20 モザンビーク (2014) ^(自) |
| 3 中国 (1989) | 21 コロンビア (2015) ^(自) |
| 4 トルコ (1993) | 22 カザフスタン (2015) |
| 5 香港 (1997) | 23 ウクライナ (2015) |
| 6 パキスタン (2002) | 24 サウジアラビア (2017) |
| 7 バングラデシュ (1999) | 25 ウルグアイ (2017) ^(自) |
| 8 ロシア (2000) | 26 イラン (2017) |
| 9 韓国 (2003) ^(自) | 27 オマーン (2017) |
| 10 ベトナム (2004) ^(自) | 28 ケニア (2017) |
| 11 カンボジア (2008) ^(自) | 29 イスラエル (2017) ^(自) |
| 12 ラオス (2008) ^(自) | 30 アルメニア (2019) ^(自) |
| 13 ウズベキスタン (2009) ^(自) | 31 ヨルダン (2020) |
| 14 ペルー (2009) ^(自) | 32 アラブ首長国連邦 (2020) |
| 15 パプアニューギニア (2014) | 33 コートジボワール (2021) ^(自) |
| 16 クウェート (2014) ^(自) | 34 ジョージア (2021) ^(自) |
| 17 イラク (2014) | 35 モロッコ (2022) |
| 18 日中韓 (2014) | 36 パーレーン (2023) |

(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め (自由化型) を作成

投資章を含むEPA

- | | |
|----------------------------------|--|
| 1 シンガポール (2002) ^(自) | 12 モンゴル (2016) ^(自) |
| 2 メキシコ (2005) ^(自) | 13 TPP11協定 ^(注1) (2018) ^(自) |
| 3 マレーシア (2006) ^(自) | 14 EU (2019) ^(自) |
| 4 チリ (2007) ^(自) | 15 ASEAN (2020 ^(注2)) ^(自) |
| 5 タイ (2007) ^(自) | 16 英国 (2021) ^(自) |
| 6 プルネイ (2008) ^(自) | 17 RCEP協定 ^(注3) (2022) ^(自) |
| 7 インドネシア (2008) ^(自) | |
| 8 フィリピン (2008) ^(自) | |
| 9 スイス (2009) ^(自) | (注1) TPP11協定：環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 |
| 10 インド (2011) ^(自) | (注2) 改正議定書の発効年 |
| 11 オーストラリア (2015) ^(自) | (注3) RCEP協定：地域的な包括的経済連携協定 |

■ 交渉中

投資協定

- | | |
|------------|-------------|
| 1 アルジェリア | 8 ナイジェリア |
| 2 カタール | 9 ザンビア |
| 3 ガーナ | 10 エチオピア |
| 4 タンザニア | 11 タジキスタン |
| 5 トルクメニスタン | 12 EU |
| 6 セネガル | 13 パラグアイ |
| 7 キルギス | 14 アゼルバイジャン |

投資章を含むEPA/FTA

- 1 GCC (2024年交渉再開予定)
- 2 日中韓
- 3 トルコ

■ 署名済・未発効

- ・ TPP協定^(注) (2016年2月署名、承認済) (EPA)^(自)
- ・ アルゼンチン (2018年12月署名、承認済)^(自)
- ・ アンゴラ (2023年8月署名、未承認)^(自)

(注) TPP協定：環太平洋パートナーシップ協定

月時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は23か国である。

(2) 国際機関における取組

ア 世界貿易機関 (WTO)

(ア) WTOが直面する課題とWTO改革

WTOは、ルールに基づく自由で開かれた多角的貿易体制の基盤として、日本及び世界の経済成長に貢献してきた。現在、世界が、ロシアによるウクライナ侵略などの地政学的挑戦にさらされ、デジタル経済の発展などの世界経済の変化や、非市場的な政策及び慣行、経済的威圧などの新たな課題にも直面する中、WTOがこれらの危機や課題に十分対応できていないことも事実であり、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化のため、WTO改革の必要性が一層強く認識されている。

こうした中、日本は、(1) 時代に即したルール形成、(2) 紛争解決制度の改革、(3) 協定の履行監視機能の強化、の3本柱から成るWTO改革に向けた国際的取組を推進している。日本が議長国として10月に開催したG7大阪・堺貿易大臣会合でも、WTO改革を推進し、WTOを中核とする、ルールに基づく、包摂的で、自由かつ公正な多角的貿易体制を維持及び強化することへのG7のコミットメントを再確認した。

(イ) 時代に即したルール形成

日本は、2022年6月の第12回WTO閣僚会議の際に採択された漁業補助金協定を2023年7月に受諾した。同協定は、違法・無報告・無規制 (IUU)¹¹ 漁業につながる補助金の禁止などにより海洋生物資源の持続可能な利用の実現を目指すものであり、1995年のWTO設立以来、貿易円滑化協定に続く2例目となる全加盟国が参加して作成された新協定である。日本

は、同協定の早期発効に向け各国に受諾を働きかけているほか、開発途上国による履行を推進するため、2月、同協定の基金に対して加盟国の中で最初に拠出した。

同時に、日本は、共同声明イニシアチブ (JSI)¹² の下、複数の有志国によるルール形成も推進している。2020年、開発のための投資円滑化に関する協定の作成のための交渉が開始された。日本も積極的に議論に貢献し、7月、その実体規定の文言交渉が妥結した。実体規定は、投資に関する措置の透明性向上及び許可手続の簡素化・迅速化などを規定している。同じくJSIの一つである電子商取引に関する新たな協定の作成を目指す交渉では、日本は、オーストラリア及びシンガポールと共に共同議長国として、交渉の妥結に向けて議論を主導した。

(ウ) 紛争処理

WTOの紛争解決手続¹³ は、WTO加盟国間の経済紛争をルールに基づき解決するための制度であり、多角的貿易体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられている。2019年12月以降、上級委員会（最終審に相当）は審議に必要な委員数を確保できず、「機能停止」状態にあるが、紛争解決制度自体は引き続き加盟国に利用されている。

2023年12月末時点で、WTOの紛争解決手続には、5件¹⁴ の日本の当事国案件が付託されており、2023年には以下の動きがあった。

2019年に日本がインドによる情報通信技術 (ICT) 製品 (スマートフォンやその部品など) の関税引上げ措置について申し立てた案件では、4月、当該措置はWTO協定と非整合的であるとして、措置の是正を勧告するパネル（第一審に相当）報告書が配布された。翌5月、インドがパネル報告書を不服として、機能停止している上級委員会に申し立てたため、審議は現

11 IUU : Illegal, Unreported and Unregulated

12 JSI : Joint Statement Initiative 2018年12月の第11回閣僚会議 (アルゼンチン) で採択された、(1) 電子商取引、(2) 投資円滑化、(3) 中小零細企業 (MSMEs)、(4) サービス国内規制の四つの分野における、それぞれの複数の有志国が発出した共同声明に基づく取組

13 詳細については外務省ホームページ参照 : https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ds/page24_000710.html

14 本文で言及したインド及び中国とのそれぞれの案件のほか、インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置、韓国によるステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置、韓国による自国造船業に対する支援措置に関する案件がある。

13



在行われていない。

2021年に日本が中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置について申し立てた案件では、6月、当該措置はWTO協定と非整合的であるとして、措置の是正を勧告するパネル報告書が配布され、翌7月のWTO紛争解決機関（DSB）¹⁵会合において採択された。また、10月、日中両国は、中国による当該措置の是正期限を2024年5月8日とすることで合意したことをDSBに通報した。

2019年に韓国が日本の韓国向け輸出管理の運用見直し¹⁶について申し立てた案件では、3月、韓国が本件申立てを取り下げた。

また、上級委員会の機能停止に伴い個別紛争について最終判断を得ることが難しくなっていることを受け、日本は3月、上級委員会の機能を代替する暫定的な枠組みとして2020年に有志国が立ち上げた多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント（MPIA）に参加した。MPIAは、参加国間の紛争について確定的な判断を得ることを可能にすることで、WTOの紛争解決制度の予見可能性を高め、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に資するものである¹⁷。

一方、日本はこれまでも、上級委員会が抱える問題の恒久的な解決に資する改革を達成するため、紛争解決制度改革の議論に積極的に参加しており、MPIA参加後も引き続き各国と連携しながら改革に向けた取組を主導している。

（エ）第13回WTO閣僚会議（MC13）に向けて

2024年2月のMC13での具体的な成果に向けて、WTOでの取組に加え、日本は、4月及び10月のG7大阪・堺貿易大臣会合、8月のG20貿易・投資大臣会合、11月のAPEC閣僚会議などの機会を活用し、MC13での議論を主導し、各国の緊密な協力を呼びかけた。

1 経済協力開発機構（OECD）

（ア）特徴

OECDは、経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とし、「共通の価値」を有する加盟国（38か国）で構成される国際機関である。OECDは経済・社会の広範な分野について調査・分析を実施するほか、具体的な政策提言を行っている。また、約30の委員会で行われる議論などを通じて国際的なスタンダードやルールを形成している。日本は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委員会での議論や財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

（イ）2023年OECD閣僚理事会

2023年の閣僚理事会は6月7日及び8日にパリ（フランス）で開催され、議長国の英国、副議長国のコスタリカ及びニュージーランドの下、「強じんな未来の確保：共通の価値とグローバル・パートナーシップ」をテーマに議論が行われ、日本からは、山田賢司外務副大臣、中谷真一経済産業副大臣などが対面で出席した。山田外務副大臣から、5月のG7広島サミットでの議論を紹介し、G7とウクライナの揺るぎない連帯を示し、日本の官民を挙げてウクライナの復旧・復興を力強く後押ししていく決意を述べた。また、同外務副大臣から、OECDの東南アジアへのアウトリーチや強靱なサプライチェーンの構築に関する日本の立場や取組を紹介し、環境・デジタル化・人権などの今日的課題に一層適合したものとなったOECD多国籍企業行動指針の普及・促進の重要性を指摘した。

閉会セッションでは、ウクライナ支援、東南アジアへのアウトリーチ、気候変動やデジタルなどの諸課題について各国の立場や見解を踏まえた閣僚声明が採択されたほか、「OECDインド太平洋戦略枠組み」、「多国籍企業行動指針」

¹⁵ DSB : Dispute Settlement Body

¹⁶ フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の韓国向け輸出及びこれらに関連する製造技術の移転（製造設備の輸出に伴うものも含む。）について、包括輸出許可制度の対象から外し、個別に輸出許可申請を求める制度に切り替えることとしたこと

¹⁷ MPIAの参加国は、参加国間のWTOに係る紛争について上級委員会に申し立てず、代わりにWTO協定に基づく仲裁を用いることに政治的にコミットするものである（2023年12月末時点の参加国・地域数は52）。

の改訂版などの成果文書も併せて採択された。

会合の最後には、山田外務副大臣が、日本のOECD加盟60周年に当たる2024年のOECD閣僚理事会の議長国に日本が立候補することを発表した。

(ウ) 各分野での取組

OECDは、経済・社会分野におけるルールや規範を形成し、また、G20、G7、APECなど、ほかの国際フォーラムとの連携を深め、新興国へのルール・規範の普及にも重要な役割を果たしている。具体的には、国際課税制度の見直しの議論を主導しているほか、AIやコーポレート・ガバナンスに関する原則の改定、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」¹⁸の普及・実施、援助協調などの取組を行っている。

(エ) 東南アジア地域へのアウトリーチ

世界経済におけるインド太平洋地域の比重が増す中、インドネシアを始めとする東南アジアの新興国との関係を強化し、OECDのスタンダードを普及させることがOECDの重要な課題となっている。こうした文脈において、OECDは、東南アジア地域プログラム (SEARP)¹⁹を通じた政策対話などを行い、同地域との関係強化に取り組んでおり、7月には東南アジアからは初めてインドネシアがOECDへの加盟意図を表明した。10月にはハノイ (ベトナム) で開催されたOECD東南アジア閣僚フォーラムに辻清人外務副大臣が対面で出席した。同外務副大臣からは、OECDの東南アジアへのアウトリーチは、法の支配に基づく自由で開かれた経済秩序の維持・強化を目指すものであり、日本はその理念を共有すると述べた。また、ASEANが掲げる「インド太平洋に関するASEANアウトルック (AOIP)²⁰」は、開放性、透明性、包摂性、国際法の尊重といった原則を



OECD東南アジア閣僚フォーラムで発言する辻外務副大臣
(10月26日、ベトナム・ハノイ)

強調しており、AOIP及びOECDの国際スタンダードを推進することが、ASEAN地域に民間投資を呼び込み、持続可能な経済成長につながると発言した。

日本は今後も、OECD東京センターや独立行政法人国際協力機構 (JICA) の技術協力を活用しながら、東南アジア地域からの将来的なOECD加盟を後押ししていく。

(オ) 財政的・人的貢献

2023年現在、日本は、OECDの本体予算 (分担金) の9.0% (米国 (19.1%) に次ぎ全加盟国中第2位) を負担している。また日本は代々事務次長 (4ポストあり) の1ポストを輩出しているほか (現在は武内良樹事務次長)、事務局には2022年末時点で85人の邦人職員が勤務している。

(3) 知的財産の保護

技術革新を促進し、経済成長を実現する上で、知的財産の保護の強化は極めて重要である。日本は、APEC、WTO (TRIPS)²¹、世界的知的財産機関 (WIPO)²² などにおける多国間の議論を通じた国際的な連携の強化に貢献している。また、CPTPP、RCEP協定、日EU・

¹⁸ 2019年6月のG20大阪サミットにおいて承認された、開放性、透明性、経済性、債務持続可能性などの要素を含む、質の高いインフラ投資に関する諸原則

¹⁹ SEARP : Southeast Asia Regional Programme

²⁰ AOIP : ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

²¹ TRIPS協定 (Agreement on Trade - Related Aspects of Intellectual Property Rights) : 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

²² WIPO : World Intellectual Property Organization

EPA、日英EPAなどの経済連携協定において知的財産の保護と利用推進のための規定を設けるなど、日本の知的財産が内外で適切に保護され活用されるための環境整備に取り組んでいる。

同時に、深刻化する模倣品・海賊版を始めとする知的財産の課題に直面する日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、その窓口となる知的財産担当官をほぼ全ての在外公館に設置し、日本企業からの相談を受け付け、現地における情報収集、対応策の検討、相手国政府を始めとする関係者への働きかけを行っている。また、これらの知的財産担当官を対象とする会議を開催し、各地域・各国における被害の現状に関する情報交換や、在外公館による対応実績や知見の共有を行い、知的財産権侵害への対応体制の強化を図っている。2023年は南西アジア地域を対象に同会議を開催した。

3 国際会議における議論の主導

(1) G7

世界が気候危機、新型コロナ感染拡大、ロシアによるウクライナ侵略といった複合的危機に直面し、国際社会が歴史的な転換点にある中、日本は2023年のG7議長国を務めた（2ページ 巻頭特集参照）。

ロシアによるウクライナ侵略開始から1年となる2月24日、岸田総理大臣はG7首脳テレビ会議を主催した。冒頭にゼレンスキー・ウクライナ大統領が発言し、その後G7首脳間で議論が行われ、ウクライナに寄り添い、支援を必要とする国や人々を支援し、法の支配に基づく国際秩序を堅持することについて、G7の連帯は決して揺らぐことはないことで一致した。

岸田総理大臣は、5月19日から21日まで

G7広島サミットを主催した²³。G7首脳は、分断と対立ではなく、協調の国際社会の実現を大きなテーマとして、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くこと、G7を超えた国際的なパートナーへの関与を強化することという二つの視点を柱とし、G7首脳間で積極的かつ具体的な貢献を打ち出していくことを確認した。

会議にはゼレンスキー大統領も参加した。ウクライナ情勢について、G7首脳は、厳しい対露制裁と強力なウクライナ支援を継続していくことを確認するとともに、ロシア軍の撤退なくして平和の実現はあり得ないことを強調し、ウクライナに平和をもたらすため、あらゆる努力を行うことを確認した。G7首脳は、「ウクライナに関するG7首脳声明」を発出した。

外交・安全保障については、岸田総理大臣から、世界のどこであれ、力による一方的な現状変更の試みは決して認められず、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を守り抜くというG7の強い意志を示していくことが不可欠であると述べた。また、インド太平洋情勢について、G7首脳は、中国をめぐる諸課題への対応や、核・ミサイル問題、拉致問題を含む北朝鮮への対応において、引き続き緊密に連携していくことを確認した。

核軍縮・不拡散については、被爆地広島で被爆の実相に触れながら、G7首脳間で胸襟を開いた議論が行われ、「核兵器のない世界」へのコミットメントが確認された。G7首脳は、核軍縮に関する初めてのG7首脳独立文書となる「G7首脳広島ビジョン」を発出した。

経済安全保障上の課題に対処する重要性の急速な高まりを受け、経済安全保障についてG7サミットとして初めて独立したセッションを設け、率直な議論を行った。G7首脳は、この課題に関する包括的かつ具体的なメッセージとして、G7で初の独立の首脳声明となる「経済的

23 成果文書を含むG7広島サミット詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/g7hs_s/page1_001673.html



強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」を発出した。

急速な技術の進展を遂げる生成AIについて、「広島AIプロセス」として、担当閣僚の下で速やかに議論させ、2023年中に結果を報告させることで一致した。

G7首脳は、招待国・機関を交え、食料、開発、保健、気候変動・エネルギー、環境といった国際社会が直面する諸課題について議論を行い、いわゆるグローバル・サウスと呼ばれる途上国・新興国とも協力してこれらの課題に取り組んでいくことの重要性を確認した。

会議の最後に、G7、招待国及びウクライナの首脳間で、世界の平和と安定に関する議論を行い、法の支配や、主権、領土一体性の尊重といった国連憲章の諸原則の重要性につき認識を共有した。

議論の総括として、G7首脳は、G7広島首脳コミュニケ、前述の「ウクライナに関するG7首脳声明」、「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」、「経済的強靱性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」に加え、「G7クリーン・エネルギー経済行動計画」を発出し、また、招待国の首脳と共同で、「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」を発出した。

また、12月には、岸田総理大臣は、G7日本議長年を締めくくるG7首脳テレビ会議を主催した²⁴。会議には、ゼレンスキー大統領も冒頭に参加し、G7のウクライナに対する揺るぎない連帯を改めて確認し、G7首脳は、引き続き結束して対露制裁とウクライナ支援を強力に推進していくことで一致した。

中東情勢については、各首脳からハマスなどによるテロ攻撃への非難、全ての人質の即時解放の要求、現地の人道状況改善の重要性などにつき発言があり、G7首脳は、事態の沈静化や人々への支援を引き続きG7が主導していくことを確認した。

AIについては、G7首脳は、AIについて世界で初めて関係者が遵守すべきルールを包括的に定めた「広島AIプロセス包括的政策枠組」がG7で合意されたことを歓迎し、こうした成果を広く国際社会に拡大していくことで一致した。

G7首脳は、G7広島サミットを始めとする日本議長下の取組を総括しつつ、2024年のイタリア議長下でも更に協力を深めていくことを確認し、会議終了後にG7首脳声明を発出した。

G7外相会合は、2023年に対面で5回、オンラインも含めて計7回開催した。4月16日から18日に開催し、林外務大臣が議長を務めたG7長野県軽井沢外相会合では、G7外相が、5月のG7広島サミットに向けた連携を確認した。また、G7として初めて、日本が重視する法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序へのコミットメントや、世界のどこであれ一方的な現状変更の試みに強く反対することを文書の形で確認し、会合の成果としてG7外相コミュニケを発出した。11月7日及び8日に東京で開催し、上川外務大臣が議長を務めたG7外相会合では、特に中東情勢についてG7外相間で率直かつ踏み込んだ議論を行い、包括的なメッセージを文書の形でまとめた。また、ウクライナ情勢に関し、G7として、現下の国際情勢の中でも、厳しい対露制裁や強力なウクライナ支援に取り組む姿勢は不変であることなどを確認した。そのほか、戦略的に最も重要なインド太平洋についても議論した。

G7貿易大臣会合については、第1回会合が4月4日にオンラインで、第2回会合が10月28日及び29日に大阪・堺で開催され、それぞれ、林外務大臣及び西村康稔経済産業大臣、上川外務大臣及び西村経済産業大臣が出席し、WTOを中核とする自由で公正な貿易体制の維持・強化に加え、経済安全保障の観点から経済的威圧や、サプライチェーン強靱化などについて

²⁴ 成果文書を含むG7首脳テレビ会議の詳細については外務省ホームページ参照：
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/pageit_000001_00046.html



て率直な議論が行われ、G7貿易大臣声明を採択した。

(2) G20

G20は、主要先進国・新興国が参画する国際経済協力のプレミア・フォーラムである。9月9日及び10日に開催されたG20ニューデリー・サミットでは、議長国インドが掲げた「一つの地球、一つの家族、一つの未来」のテーマの下、議論が行われた。

岸田総理大臣は、ウクライナにおける公正かつ持続的な平和を実現することが重要であると訴え、さらに、G7の成果をG20につなげるとの考えの下、食料安全保障、気候・エネルギー、開発、保健、デジタルといった重要課題について、日本の立場や取組について発信した。

特に食料安全保障について、岸田総理大臣から、G7広島サミットで招待国も交えて具体的な行動計画を取りまとめ、データの充実化に向けたG20の取組や、インドが主導する雑穀研究イニシアティブの重要性を確認したことを紹介しつつ、持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に向けて取り組んでいく考えを表明した。また、保健について、岸田総理大臣から、全ての人々が基礎的な保健サービスを必要なときに負担可能な費用で受けることができるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成、危機に際する迅速かつ効率的な資金供給などの次なる健康危機への予防・備え・対応 (PPR)²⁵の強化を重視していると述べた。特に、G7広島サミットで打ち出した感染症危機対応医薬品など (MCM)²⁶のデリバリーの強化について、今般のG20でも重要性を確認できたことを強調した。

議論の総括として、ロシアを含む全メンバーで合意したG20ニューデリー首脳宣言が発出され、食料、気候変動・エネルギー、環境、保健といった分野でG7広島サミットの成果を踏まえたコミットメントが記載されたほか、ウクライナにおける包括的、公正かつ恒久的な平和

への言及、領土一体性及び主権を含む国連憲章の原則の堅持などが明記された。

また、議長国インドの呼びかけにより11月22日にはG20首脳テレビ会議が行われ、岸田総理大臣が出席した。会議では、多国間システムの改革、気候変動、デジタル、女性主導の開発といった重要課題について議論が行われた。岸田総理大臣から、国際社会が直面する諸課題に対処するに当たり、「人間の尊厳」が守られる世界を目指すべきであると強調し、国連や国際開発金融機関といった多国間システムの改革、気候変動、AI、女性主導の開発などの課題について、日本の立場や取組について説明した。

3月2日にニューデリーで行われたG20外相会合には、山田外務副大臣が出席し、多国間主義の在り方、食料・エネルギー安全保障、開発協力などの重要課題について議論が行われた。山田外務副大臣から、日本はG7議長国として国際社会が直面する様々な課題の解決に向けてリーダーシップを発揮していく考えであり、G20とも連携していくことを強調した。

(3) アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、アジア太平洋地域の21の国・地域が参加する経済協力の枠組みである。アジア太平洋地域は、世界人口の約4割、貿易量の約5割、GDPの約6割を占める「世界の成長センター」であり、APECはこの地域の貿易・投資の自由化・円滑化に向け、地域経済統合の推進、経済・技術協力などの活動を行っている。国際的なルールに則り、貿易・投資の自由化・円滑化と連結性の強化によって繁栄するアジア太平洋地域は、日本が志向する「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の核である。日本がAPECに積極的に関与し、協力を推進することは、日本の経済成長や日本企業の海外展開を後押しする上で非常に大きな意義がある。

2023年は米国が議長を務め、「全ての人々にとって強靱で持続可能な未来を創造する」と

²⁵ PPR : Pandemic Prevention, Preparedness and Response

²⁶ MCM : Medical Counter Measures

いう全体テーマの下、優先課題として（ア）相互連結、（イ）革新性、（ウ）包摂性が掲げられ、年間を通じて様々な会合で議論が進められた。中でも、前年のAPEC首脳会議で採択されたAPEC地域の持続可能な成長に関する取組を記した文書「バイオ・循環型・グリーン経済に関するバンコク目標」を受けた協力や2020年首脳会議で採択された「APECプラジャヤ・ビジョン2040」で示された「開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体」の実現に向けた議論が進められた。

11月16日及び17日にサンフランシスコ（米国）で開催された首脳会議では、首脳宣言として「ゴールデンゲート宣言」が採択され、自由で公正なルールに基づく多角的貿易体制の重要性や、WTO改革へのコミット、そして、データ流通促進のための協力について明記された。また、首脳宣言とは別に、ウクライナ及び中東情勢に関する議長声明が米国から発出された。ロシアによるウクライナ侵略に関し、岸田総理大臣から核兵器の利用又はその威嚇は許されないことを改めて強調し、この点も議長声明に盛り込まれた。

岸田総理大臣は、首脳会議において、国際社会が複合的な課題に直面している現在、APECの協力の重要性が一層高まっていることを強調した上で、地域の包摂的で強靱な成長には、公正で透明性のある貿易・投資環境の確保が不可欠であると訴えたほか、デジタル経済の推進について、G7広島AIプロセスの取組をG7を超えて幅広く展開していくことや「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）²⁷」の重要性について訴えた。また、岸田総理大臣は、脱炭素化実現に向けて、多様かつ現実的な道筋によるエネルギー移行が重要であると主張し、地域の持続可能な成長のため、日本として様々な形で貢献していく意志を表明した。2024年は、ペルーが議長を務めることとなっている。

4 日本企業の海外展開支援 （日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む。）

（1）外務本省・在外公館が一体となった 日本企業の海外展開の推進

外国に進出している日系企業は、国内外の経済情勢やそのほかの事情の影響を受けつつも中長期的には増加傾向にある。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開に積極的に取り組んできたことの現れである。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して、日本企業の海外展開推進に取り組んでいる。在外公館では、大使や総領事が率先し、日本企業支援担当官を始めとする館員が「開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に応じた具体的支援を行うために、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけを行っている。また、現地の法制度に関するセミナーや法律相談を、2023年度にはアジア・アフリカ地域を中心に、16か国23公館で実施した。また、2022年8月、「技術と意欲のある」日本企業の海外ビジネス投資をサポートするための施策の企画立案や関係省庁との調整を進めることを目的として、海外ビジネス投資支援室が内閣官房に設置され、外務省もその活動に積極的に貢献している。

ビジネスに関する問題の相談だけではなく、天皇誕生日祝賀レセプション、各種イベント・展示会などで、日本企業の製品・技術・サービスや農林水産物などの「ジャパンプランド」を広報することも、在外公館における日本企業支援の重要な取組の一つである。日本企業の商品展示会や地方自治体の物産展、試食会など、日本製品、日本産品を広報・宣伝する場として、

²⁷ DFFT : Data Free Flow with Trust

また、ビジネス展開のためのセミナーや現地企業・関係機関との交流会の会場として、大使館や大使公邸などを積極的に提供することにより、幅広く広報活動を行ってきている。

(2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラシステムの海外展開を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、2023年12月までに56回の会合が実施された。同会議では2013年に作成された「インフラシステム輸出戦略」を毎年改定し、そのフォローアップを行ってきたが、2020年12月に近年の情勢変化を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略2025」（以下「新戦略」という。）を策定し、(1) 経済成長の実現、(2) 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献、(3) 「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現を3本の柱とし、2025年のインフラシステムの受注額を34兆円とすることが目標として掲げられた。2023年6月には新戦略の追補版を策定し、インフラ海外展開を取り巻く環境の変化を踏まえ、DX（デジタルトランスフォーメーション）など新たな時代の変革への対応の強化、脱炭素社会に向けたトランジション（移行）の加速、FOIPを踏まえたパートナーシップの促進の三つの重点戦略につき具体的取組と共に明示され、外務省も関係省庁と共にこれらの取組を推進している。

また、在外公館においては、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を指名し（2023年12月末時点で79か国101公館、約200人）、成果を上げてきている。

(3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進 （東日本大震災後の日本産食品に 対する輸入規制撤廃）

日本産農林水産物・食品の輸出拡大は政府の重要課題の一つであり、政府一体となった取組を一層促進するため、2020年12月に「農林

水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が策定され、農林水産物・食品の輸出額を2025年に2兆円、2030年に5兆円にするという目標の達成に向け、輸出産地・事業者の育成などを行っていくこととなった。また、輸出額1兆円を突破した2021年末、2022年6月及び12月には本戦略を改訂し、更なる輸出拡大に向けて取組を加速化させている。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携しつつ、輸出拡大に向けた取組を実施しており、特に56か国・地域の計61の在外公館などでは、日本企業支援担当官（食産業担当）を指名し、農林水産物・食品の輸出促進などに向けた取組を重点的に強化している。また、在外公館などのネットワークを利用し、SNSなども活用しながら、日本産農林水産物・食品の魅力を積極的に発信しているほか、各国・地域の要人を招待するレセプションや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的なPR活動を行っている。2022年より輸出額の大きい国・地域の4公館に現地事情に精通する農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを設置するなど、在外公館の体制強化を図っている。また、在外公館・独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）海外事務所などで構成する輸出支援プラットフォームでは、現地を拠点とする強みをいかし、国内事業者、品目団体、都道府県などに対し、現地発の有益な情報を提供するほか、これらの関係者と海外の事業者とをつなぐ結節点として、また、様々なプロモーション活動をオールジャパンで行うための企画立案を行う主体としての役割を果たしている。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後に諸外国・地域が導入した、日本産農林水産物・食品に対する輸入規制措置がある。この規制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題の一つである。外務省も、関係省庁と連携しながら、一日も早くこうした規制が完全に撤廃されるように取り組んでいる。こうした取組の結果、8月、EU、ノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタインが輸入規制を撤廃

し、累計で48か国・地域が規制を撤廃した。

一方、2023年末現在も7の国・地域が規制を維持しており、特に中国、香港、マカオ及びロシアは、8月のALPS処理水の放出（226ページ 第3章第1節4（3）ウ参照）を受けて規制を強化した（輸入停止を含む規制：韓国、中国、台湾、香港、マカオ、ロシア、限定規制：仏領ポリネシア）。日本はWTOにおいて、中国を含む各国の規制につき早期の規制撤廃を一貫して強く働きかけ、SPS²⁸協定に基づき中国などに討議要請を行ったほか、WTOの関連委員会においても日本の立場を説明している。さらに、日中両国が締約国となっているRCEP協定の規定に基づき、中国政府に対して討議の要請を行い、中国が協定の義務に従って討議に応じるよう求めている。このように、引き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際機関などと緊密に連携しながら、科学的根拠に基づく早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、粘り強く説明及び働きかけを行っていく。

5 資源外交と対日直接投資の促進

（1）エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保

ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向

（ア）世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、（1）需要（消費）構造、（2）供給（生産）構造、（3）資源選択における三つの構造的な変化が生じている。（1）需要については、世界の一次エネルギー需要が、中国、インドを中心とする非OECD諸国へシフトしている。（2）供給については、「シェール革命」²⁹により、石油・天然ガスともに世界最大の生産国となった米国が、

2015年12月に原油輸出を解禁し、また、米国産の液化天然ガス（LNG）の更なる輸出を促進するなど、エネルギー輸出に関する政策を推進している。（3）資源選択については、エネルギーの生産及び利用が温室効果ガス（GHG）の排出の約3分の2を占めるという事実を踏まえ、再生可能エネルギーなどのよりクリーンなエネルギー源への移行に向けた動きが加速している。また、気候変動に関するパリ協定が2015年12月に採択されて以降、企業などによる低炭素化に向けた取組が一層進展している。加えて、2021年に入り、世界各国において、今世紀後半のカーボンニュートラル宣言が相次いでおり、世界の脱炭素化へのモメンタム（勢い）は高まりを見せている。2021年から上昇傾向にあったエネルギー価格は、2022年には、ロシアのウクライナ侵略が引き起こしたエネルギー危機の中で、大きな変動を経験した。国際社会はエネルギー市場の安定化、脱炭素化の実現をいかに達成していくかという課題に直面している。

（イ）日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電における化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約60%から2012年には約90%に達した。石油、天然ガス、石炭などのほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率（原子力を含む。）は、2011年震災前の20%から2014年には6.3%に大幅に下落し、2019年には12.1%まで持ち直したものの、ほかのOECD諸国と比べると依然として低い水準にある。日本の原油輸入の約90%が中東諸国からである。一方、LNGや石炭については、中東への依存度は原油に比べて低いものの、そのほとんどをアジアやオセアニアからの輸入に頼っている。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向け

²⁸ SPS協定（Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures）：衛生植物検疫措置の適用に関する協定

²⁹ シェール革命：2000年代後半、米国でシェール（Shale）と呼ばれる岩石の層に含まれる石油や天然ガスを掘削する新たな技術が開発され、また経済的に見合ったコストで掘削できるようになったことから、米国の原油・天然ガスの生産量が大幅に増加し、国際情勢の多方面に影響を与えていること

た取組がますます重要となっている。同時に、気候変動への対応も重要となっている。日本は、2020年10月に2050年カーボンニュートラル、2021年4月に、2030年度の46%削減、更に50%を目指して挑戦を続ける新たな削減目標を表明した。こうした状況を背景に、2021年10月に閣議決定された、「第6次エネルギー基本計画」では、エネルギー源の安全性 (Safety)、安定的供給の確保 (Energy Security)、エネルギーコストの経済的効率性の向上 (Economic Efficiency)、気候変動などの環境への適合性 (Environment) を考慮した、「S+3E」の原則を引き続き重視しながら、2030年までの具体的な取組を示している。

1 エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮らしの基盤を成すものである。外務省として、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

(ア) 在外公館などにおける資源関連の情報収集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目的とし、2023年末時点で計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置している。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給確保の点で重要な国を所轄し、業務に従事する一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を開催している。

(イ) エネルギー市場安定化に向けた取組

2022年2月に起きたロシアのウクライナ侵略により、石油価格は1バレル当たり130ドルを超え、欧州ガス市場では100万BTU当たり70ドルを突破するなどエネルギー価格は大き

く高騰し、エネルギー市場は大きく不安定化した。

この状況下、日本は、同年2月と3月に、欧州での天然ガスの需給逼迫を緩和するため、日本企業を取り扱うLNGの一部を欧州に融通し、また国際エネルギー機関 (IEA)³⁰加盟国として、同年3月から4月に2回にわたる石油備蓄の協調放出を実施し、過去最大の放出量となる計2,250万バレルの石油備蓄を放出した。

こうしたエネルギーをめぐる情勢の中で、資源生産国に対して、エネルギー市場の安定化や増産の働きかけも行っている。2023年4月の林外務大臣とファイサル・サウジアラビア外相との電話会談、7月の岸田総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子兼首相及びムハンマド・アラブ首長国連邦大統領との会談、9月の林外務大臣とファイサル・サウジアラビア外相との会談及び湾岸協力理事会 (GCC) 各国閣僚との会合、岸田総理大臣とムハンマド・サウジアラビア皇太子兼首相との懇談、上川外務大臣とジャーベル・アラブ首長国連邦産業・先端技術相兼日本担当特使との会談など、産油国との間の首脳・閣僚レベルの累次の会談の機会に産油国に対する働きかけを行ったほか、在外公館や関係省庁を通じて様々なレベルで産油国に対する働きかけを行った。

(ウ) エネルギー・鉱物資源に関する国際機関との連携

エネルギーの安定供給や重要鉱物資源のサプライチェーン強靱化に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用している。エネルギー安全保障を確保しつつ、脱炭素化に向けて現実的なエネルギー移行を図るために、エネルギーの安定供給の確保と供給源の多角化及びエネルギー移行に不可欠な重要鉱物資源の安定的確保が重要であることを国際社会に発信している。

1月、高木啓外務大臣政務官は、国際再生可能エネルギー機関 (IRENA)³¹第13回総会 (ア

30 IEA : International Energy Agency

31 IRENA : International Renewable Energy Agency

ラブ首長国連邦・アブダビ) に出席し、再生可能エネルギーがエネルギー安全保障確保のための最も重要な選択肢であることを強調した上で、各国・地域の事情を踏まえた現実的なエネルギー移行を通じて、世界規模での脱炭素社会の実現を追求すべきことを指摘した。また、脱炭素社会の実現に向けた課題として、再生可能エネルギー関連機器及びそれに必要な重要鉱物資源のサプライチェーンの問題や再生可能エネルギー関連機器の廃棄の問題などを挙げて、「環境・社会・ガバナンス (ESG)³²」などの公正で実効的なルール作りの必要性について指摘し、IRENAの場で議論して、加盟各国で協議して課題を解決していきたいと述べた。

7月、高木外務大臣政務官は、インドを議長国として開催されたG20エネルギー移行大臣会合に出席した。高木外務大臣政務官からは、エネルギー・アクセスについて、廉価なエネルギーへのアクセスは人々の生活の基盤を成すものと考えたと述べた。また、G7広島サミットでの成果を説明し、エネルギー移行期におけるエネルギー・アクセスの在り方について、G20でも連携を進めていきたいと発言した。

9月、高村正大外務大臣政務官は、IEA重要鉱物・クリーンエネルギー・サミット (フランス・パリ) に出席し、重要鉱物の安定供給の確保に向けては、高いESG基準の遵守、ESG投資の浸透及び市場の透明性向上が必要であり、今後、国際社会の一致した行動が求められると指摘した上で、引き続き世界中のパートナーとの協力を深化させていきたいと発言した。

10月、小野外務審議官は、鉱物安全保障パートナーシップ (MSP)³³ 副大臣級会合 (英国・ロンドン) に出席し、重要鉱物分野におけるG7広島サミットの成果に触れつつ、高いESG基準の浸透に向けた国際的な支援の必要性を指摘した上で、日本としてMSPメンバー国及び資源国との連携を強化していく立場を示した。

(工) エネルギー・鉱物資源に関する 在外公館戦略会議

外務省では、2009年度から、主要資源国に設置された大使館・総領事館、関係省庁・機関、有識者、企業などの代表者を交えた会議を定期的に行い、日本のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた外交的取組について議論を重ね、政策の構築と相互の連携強化を図ってきた。

(オ) エネルギー憲章条約の近代化に係る 交渉の実質合意

エネルギー憲章に関する条約 (ECT)³⁴ は、ソ連崩壊後の旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、世界のエネルギー分野における貿易・投資活動を促進することなどを宣言した「欧州エネルギー憲章」の内容を実施するための法的枠組みとして定められ、1998年4月に発効した多数国間条約である (日本は2002年に発効)。欧州及び中央アジア諸国を中心とした49か国・機関が本条約を締結している (2024年1月時点)。2020年から条約改正に向けた議論が行われ、2022年6月に締約国交渉当事者間で実質合意に達した。日本はECTの最大の分担金拠出国であり、2016年には東アジア初となるエネルギー憲章会議の議長国を務め、東京でエネルギー憲章会議第27回会合を開催するなど、ECTの発展に貢献してきている。なお、2021年9月から、ECTの運営組織であるエネルギー憲章事務局の副事務局長に廣瀬敦子氏が日本人として初めて副事務局長に就任している。

(カ) エネルギー・鉱物資源に関する 広報分野での取組

1月、外務省は、「エネルギー危機：脱炭素と地政学」をテーマに、対面でのセミナーを開催した。本セミナーでは、グルドIEAチーフ

³² ESG : Environment, Social, Governance

³³ MSP : Minerals Security Partnership

³⁴ ECT : Energy Charter Treaty エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の保護などを規定した本条約は、供給国から需要国へのエネルギーの安定供給の確保に寄与し、エネルギー資源の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギー安全保障の向上に資するほか、海外における日本企業の投資環境の一層の改善を図る上で重要な法的基盤を提供している。

エコノミストが基調講演を行ったほか、第一線で活躍する学術関係者、メディア関係者、ビジネス関係者などがパネリストとして登壇し、エネルギー安全保障、脱炭素、地政学リスクについて、活発な議論が行われた。

(2) 食料安全保障の確保

世界の食料安全保障の状況は、新型コロナ、エネルギー価格の高騰、気候変動、紛争などによる複合的リスクにより、サプライチェーンの混乱や途絶といった農業・食料システムへの影響が顕在化していたところに、ロシアのウクライナ侵略によって、特にアフリカや中東を中心に食料安全保障をめぐる状況が世界規模で急激に悪化した。さらに、食料の生産のための土地利用、気候変動に適応した農業生産、効率的な肥料の利用などといった持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に向けた課題は山積している。

2023年の「世界の食料安全保障と栄養の現状 (SOFI)」³⁵によると、新型コロナの世界的蔓延の影響からの経済回復により2022年の栄養不足人口は前年比で約380万人減少し、世界人口の約8%程度となる約7億3,500万人程度まで減ったと推定されている。一方、ロシアのウクライナ侵略によって引き起こされた食料やエネルギー価格の上昇が状況改善の負の要素となっていることは間違いないとしている。

ア 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける協力

このようなグローバルな食料危機に対応するため、日本は2023年のG7議長国として、人間一人一人に安全な栄養のある食料への手頃な価格でのアクセスを確保するというアプローチを中心に据え、食料安全保障を優先課題の一つとして取り組んできた。5月のG7広島サミットにおいて、日本はG7各国に加え、招待国

(オーストラリア、ブラジル、コモロ、クック諸島、インド、インドネシア、韓国及びベトナム) と共に発出した「強靱なグローバル食料安全保障に関する広島行動声明」において、食料安全保障の危機に関する喫緊の課題への対処と、強靱でグローバルな農業・食料システムの構築に向けた中長期的な取組を包括的に取りまとめた。

また、6月には、広島行動声明を踏まえ、日本は国際穀物理事会 (IGC)³⁶ と「食料危機における行動に関する対話」を共催した。この対話では、各国政府、国際機関及び企業などからの幅広い参加を得て、食料安全保障の危機時に、危機の悪化を避けるために輸出国及び輸入国を始めとする市場関係者が取るべき行動について議論した。この対話の結果を「食料安全保障の危機に際しての輸出者及び輸入者のための行動原則」として取りまとめた。このほか、G20やAPECといった様々な国際的な枠組みにおいて食料安全保障の確保と、持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に向けた取組に関する議論が行われ、日本は積極的にこの議論に参加してきた。

イ 日本が参加した主なイニシアティブ

8月3日、米国のイニシアティブにより、ニューヨークの国連本部で「飢饉と紛争に起因するグローバルな食料不安」と題する国連安全保障理事会公開討論が開催され、山田外務副大臣が出席した。会合の中で、日本は、飢饉や紛争起因の食料不安への対処に当たっては、緊急食料支援などの短期的取組に加え、食料システムのレジリエンス (強靱性) 強化など人間の安全保障の理念に立脚した中長期的な観点からの取組が必要であること、また、食料不安の根本原因たる紛争を予防する取組も重要であり、人道・開発・平和の連携 (ネクサス) によるアプローチを通じて包括的に対処することの重要性

35 世界の食料安全保障と栄養の現状報告 (SOFI : The State of Food Security and Nutrition in the World) : SOFIは、国連食糧農業機関 (FAO)、国連児童基金 (UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、国際農業開発基金 (IFAD) 及び世界保健機関 (WHO) が共同発行する世界の食料不足と栄養に関する年次報告書

36 IGC : International Grains Council

を強調した。

食料安全保障に関する国際機関との連携強化

日本は、国際社会の責任ある一員として、食料・農業分野における国連の筆頭専門機関である国連食糧農業機関（FAO）³⁷の活動を支えている。特に、日本は第3位の分担金負担国であり、主要ドナー国の一つとして、食料・農業分野での開発援助の実施や、食品安全の規格などの国際的なルール作りなどを通じた世界の食料安全保障の強化に大きく貢献している。また、日・FAO関係の強化にも取り組んでおり、年次戦略協議の実施なども行っている。

(3) 漁業（マグロ・捕鯨など）

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に向け、国際機関を通じて積極的に貢献している。

日本は、鯨類は科学的根拠に基づき持続的に利用すべき海洋生物資源の一つであるとの立場から、国際捕鯨委員会（IWC）³⁸が「鯨類の保護」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という二つの役割を有していることを踏まえ、30年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意を持って対話を進めてきた。しかし、持続的利用を否定し保護のみを主張する国々との共存は極めて困難であることが明らかとなったため、日本は2019年にIWCを脱退し、商業捕鯨を再開した。

日本は、領海と排他的経済水域（EEZ）³⁹に限定し、科学的根拠に基づき、IWCで採択された方式により算出された、100年間捕獲を続けても資源に悪影響を与えない捕獲可能量の範囲内で商業捕鯨を行っている。

国際的な海洋生物資源の管理に積極的に貢献するといった日本の方針は、IWC脱退後も変

わることはない。日本は、IWC総会やIWC科学委員会へのオブザーバー参加を始め、北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）⁴⁰といった国際機関に積極的に関与し協力を積み重ねている。また、日本は非致死性の鯨類資源科学調査を展開し、その一部はIWCと共同で実施している。その成果は、鯨類資源の持続的利用及び適切な管理の実現の基礎となる重要なデータとして、IWCを始めとする国際機関に提供している。

違法・無報告・無規制（IUU）漁業は、持続可能な漁業に対する脅威の一つである。日本は、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置をとることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」（PSMA）⁴¹への加入を未締結国に対して呼びかけており、G7広島サミットにおいて、PSMAへの加入を奨励することを確認したほか、IUU漁業を終わらせるため、更なる行動を取ることで一致した。このほか、日本は、開発途上国に対してIUU漁業対策を目的とした能力構築支援も行っている。

中央北極海では、地球温暖化に伴う一部解氷によって、将来的に無規制な漁業が行われる可能性が懸念されている。このような懸念を背景として、2021年6月、北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関が参加する「中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定」が発効した。2023年6月に開催された第2回締約国会合へは、日本を含む10か国・地域が参加し、中央北極海における科学的な調査やモニタリング計画の骨子が採択されたほか、試験漁業に係る保存管理措置の策定などに向けた議論が行われた。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐろ類に関する地域漁業管理機関（RFMO）⁴²に加盟し、年次会合などにおいて保存管理措置の策定に向けた議論を主導しており、近年、国際

³⁷ FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations

³⁸ IWC : International Whaling Commission

³⁹ EEZ : Exclusive Economic Zone

⁴⁰ NAMMCO : North Atlantic Marine Mammal Commission

⁴¹ PSMA : Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing

⁴² RFMO : Regional Fisheries Management Organization

的な資源管理を通じた積極的な取組の成果が上がりつつある。太平洋クロマグロについては、12月、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)⁴³の年次会合において、小型魚の漁獲上限の一部を1.47倍して大型魚の漁獲上限に振り替える際の上限の引上げが認められたことにより、管理の柔軟性が増加した。大西洋クロマグロについては、2022年11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)⁴⁴の年次会合において、近年の資源量回復を受けて大西洋東水域の総漁獲可能量(TAC)⁴⁵は前年比12.7%の増加が認められ、2023年にはこの水準を踏まえた操業が行われた。ミナミマグロについては、10月に開催されたみなみまぐろ保存委員会(CCSBT)⁴⁶において、科学委員会からの勧告を踏まえ、2024年から2026年の間の毎漁期のTACの約17%の増加が認められた。

サンマについては、資源が過去にない水準に低迷しており、それに伴う不漁が問題となっている。3月、札幌で開催された北太平洋漁業委員会(NPFC)⁴⁷の年次会合において、漁獲枠を25%削減する措置に合意したほか、漁獲努力量の削減を目的として実操業隻数の削減又は操業日数の制限を導入することが初めて合意された。また、小型魚保護のための措置が強化された。引き続き、今後の会合に向けて資源管理を一層充実させていくことが重要となっている。

遡河性魚類(さけます類)については、北太平洋遡河性魚類委員会(NPAFC)⁴⁸において資源の保存のための議論が行われている。5月に開催された第30回年次会合において、近藤喜清氏(水産大学校校務部長)が同委員会事務局長に選出され、9月に就任した。

ニホンウナギについては、5月、ウナギに関する第2回科学者会合が日本主導の下で開催さ

れ、ウナギ類の資源管理に関する科学的知見が共有された。また、7月に、東京で、第16回非公式協議が対面形式で開催され、日本、韓国、中国、台湾の間で、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定、ニホンウナギの共同研究における協力を促進することなどについて議論及び確認が行われた。

(4) 対日直接投資

対日直接投資の推進については、2014年から開催されている「対日直接投資推進会議」が司令塔として投資案件の発掘・誘致活動を推進し、外国企業経営者の意見を吸い上げ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や支援措置など追加的な施策の継続的実現を図っていくこととしている。2015年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定した「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づき、2016年4月以降、外国企業は「企業担当制」⁴⁹を活用し、担当副大臣との面会を行っている。また、2023年6月には、経済財政諮問会議において「経済財政運営と改革の基本方針2023」(骨太の方針2023)が閣議決定され、対日直接投資残高の目標を従来の80兆円から拡大し、2030年に100兆円を目指すこととされた。

外務省は、対日直接投資推進会議で決定された各種施策を実施するとともに、外交資源を活用し、在外公館を通じた取組や政府要人によるトップセールスも行い、対日直接投資促進に向けた各種取組を戦略的に実施している。2022年度には、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」を通じ、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館が有する人脈を活用した対日直接投資の呼びかけ、対日直接投資関連イベントを開催するなど、活動実績は700

⁴³ WCPFC : Western and Central Pacific Fisheries Commission

⁴⁴ ICCAT : International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

⁴⁵ TAC : Total Allowable Catch

⁴⁶ CCSBT : Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna

⁴⁷ NPFC : The North Pacific Fisheries Commission

⁴⁸ NPAFC : North Pacific Anadromous Fish Commission

⁴⁹ 日本に重要な投資を実施した外国企業が日本政府と相談しやすい体制を整えるため、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣などを相談相手につける制度

件以上となった。また、2023年5月には、海外における人材・投資誘致体制を抜本強化するため、在外公館長・JETRO海外事務所長レベルでの連携による「FDIタスクフォース」を5拠点（ニューヨーク、ロンドン、デュッセルドルフ、パリ、シドニー）に設置することが決定され、拠点公館での活動強化に取り組んでいる。

さらに、日本国内では、2023年3月に外務省主催でグローバル・ビジネス・セミナーを開催し、対日直接投資の推進をテーマに、昨今の日本への投資傾向や海外から見た日本のビジネス環境、日本国内の対日投資促進に向けた取組や方針について、政府・地方自治体関係者やビジネス界の代表、企業関係者が講演を行ったほか、国内外企業関係者、在京大使館、駐日経済団体・商工会議所関係者、政府・地方自治体関係者など約120人が参加し、活発な議論が行われた。

(5) 2025年日本国際博覧会 (大阪・関西万博)開催に向けた取組

2020年12月、博覧会国際事務局（BIE）⁵⁰ 総会で大阪・関西万博の登録申請が承認され、

日本は正式に各国・国際機関に対する参加招請を開始し、多数の国・地域、国際機関に参加してもらえるよう招請活動に取り組んできており、2024年1月時点で160か国・地域及び9国際機関の参加表明を得ている。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「日本国際博覧会協会」という。）は、2023年6月に「International Planning Meeting（国際企画会議）」、11月に「International Participants Meeting（国際参加者会議）」を開催し、大阪・関西万博に参加予定の国・地域、国際機関を大阪市に招き各種情報の提供を行った。

大阪・関西万博は、国内外から多数の来場が見込まれる万博を通じて、世界に日本の魅力を発信し、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマの下、2030年を目標年とするSDGs達成への取組を加速化するよい機会となる。海外パビリオン建設の遅れを含む各種課題に対し、外務省としても外交ルートや在外公館経由での働きかけなどを含め、関係省庁・日本国際博覧会協会とも緊密に連携し、大阪・関西万博の成功のために引き続きオールジャパンで取り組んでいく。

⁵⁰ BIE : Bureau International des Expositions